

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		特定公共賃貸住宅連帯保証人変更の承認
根拠法令等及び条項		栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年12月20日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例施行規則 (連帯保証人)</p> <p>第6条 連帯保証人の資格は、独立の生計を営み、確実な保証能力を有し、市町村税を完納している者で、市長が適当と認める者とする。</p> <p>2 連帯保証人が前項の資格を失ったときは、使用者は、直ちに特定公共賃貸住宅連帯保証人変更許可申請書(別記様式第4号)を提出し、市長の許可を受けなければならない。</p>	